

マージン率等に係る情報提供

株式会社シアスタ

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象：令和4年度(令和4年1月～令和4年9月))

記

- 1 令和5年4月1日付け派遣労働者数 12人
- 2 令和5年4月1日付け労働者派遣の役務の提供を受けた者(派遣先)の数 5事業所
- 3 令和4年 労働者派遣に関する料金の平均額 30,639円
(1日当たりの料金額(8時間労働として計算))
- 4 令和4年 派遣労働者の賃金の額の平均額 17,769円
(1日当たりの賃金額(8時間労働として計算))
- 5 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合
42.0%
- 6 派遣労働者の待遇の決定方法
労使協定方式
 - ① 対象となる派遣労働者の範囲 派遣先でソフトウェア開発技術者の業務に従事する従業員
 - ② 労使協定の有効期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

7 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練の内容	対象者及び	方法	実施主体	費用負担	賃金支給	一人当たりの平均実施時間
SE技術講習	派遣労働者	Eラーニング	自社	無償	有給	8時間

8 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

上記マージン率の中には、法定福利費(健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険)の当社負担分、福利厚生にかかる費用が含まれています。